

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社福屋
住所	広島県広島市中区胡町6番26号
計画期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日
基準年度(*1)	令和4年度～令和6年度(平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	☒ (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者) ☐ (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上(特定事業者) ☐ (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	百貨店、総合スーパー (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：5611)
事業の概要	百貨店

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

温室効果ガスの排出抑制にあたっては、業務本部長を総括とし、施設部長を推進責任者とします。また、各店舗での推進は、各店舗の責任者を推進委員としてCO2排出抑制に努めます。
--

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 (平均値)	令和7～令和9年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	11,976 t-CO ₂	11,856 t-CO ₂	1.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		11,856 t-CO ₂	1.0 %
目標設定の考え方	空調負荷の低減、高効率照明・LED照明への順次更新を中心として、年間1%のCO2削減を目指す。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制制度を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 (平均値)	令和7～令和9年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
			%
			%
			%
原単位の指標及び 目標設定の考え方			

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

空調の設定温度の見直しによるエネルギー負荷の低減および高効率照明への順次更新を中心として排出量の抑制を図る。また、電気、水道、ガスの効率的な使用を進めると共に、省エネ機器の導入により、温室効果ガス実排出量を抑制する。

○計画初年度より、従来より行っている夏期の冷房の設定温度平均26℃の維持運用を行う

○計画初年度より、LED照明へ順次更新

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

当社では、事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制のため、

1. 節電を中心とした従業員全体での運用面の改善
2. 店舗の設備機器の更新を中心とした省エネルギーの推進

以上2点を基本方針として地球温暖化対策に取り組めます。

5 その他の取組

- ・ 閉店後、不要箇所消灯の店内放送による、社員の意識啓発を行う。
- ・ 廃棄物の分別処理を確実に行う。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	株式会社福屋 八丁堀本店
事業所の所在地	広島県広島市中区胡町6番26号
事業所の業種	百貨店, 総合スーパー
事業の概要	百貨店

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項 目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 (平均値)	令和7～令和9年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	4,529 t-CO ₂	4,483 t-CO ₂	1.0 %
温室効果ガス みなし排出量		4,483 t-CO ₂	1.0 %
目標設定の考え方	空調・照明を中心として年1%のエネルギー改善を目指す。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

空調の設定温度の見直しによるエネルギー負荷の低減および高効率照明への順次更新を中心として排出量の抑制を図る。また、電気、水道、ガスの効率的な使用を進めると共に、省エネ機器の導入により、温室効果ガス実排出量を抑制する。

○計画初年度より、従来より行っている夏期の冷房の設定温度平均26℃の維持運用を行う

○計画初年度より、LED照明へ順次更新

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

2 その他の取組

- ・閉店後、不要箇所消灯の店内放送による、社員の意識啓発を行う。
- ・廃棄物の分別処理を確実に行う。

大規模事業所ごとの温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(※大規模事業所を設置していない事業者は提出不要)

事業所の名称	株式会社福屋 広島駅前店
事業所の所在地	広島県広島市南区松原町9番1号
事業所の業種	百貨店, 総合スーパー
事業の概要	百貨店

1 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項 目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和4～令和6年度 (平均値)	令和7～令和9年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス 実排出量	6,411 t-CO ₂	6,346 t-CO ₂	1.0 %
温室効果ガス みなし排出量		6,346 t-CO ₂	1.0 %
目標設定の考え方	空調・照明を中心として年1%のエネルギー改善を目指す。		

(2) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

空調の設定温度の見直しによるエネルギー負荷の低減および高効率照明への順次更新を中心として排出量の抑制を図る。また、電気、水道、ガスの効率的な使用を進めると共に、省エネ機器の導入により、温室効果ガス実排出量を抑制する。 ○計画初年度より、従来より行っている夏期の冷房の設定温度平均26℃の維持運用を行う ○中長期計画は広島駅南口開発(株)の計画に準ずる

(3) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容（環境価値の活用等）

--

2 その他の取組

・廃棄物の分別処理を確実に行う。
